

安城市ごみ減量推進委員会について

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

(廃棄物減量等推進審議会)

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第 5 条の 8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。



『安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例』

(ごみ減量推進委員会)

第 15 条 市に安城市ごみ減量推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、ごみその他の廃棄物の減量化を推進するため、その排出抑制、資源化等の方策について調査審議する。調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、市長が委嘱する 12 人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

『安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則』

(ごみ減量推進委員会)

第 27 条 安城市ごみ減量推進委員会（以下「委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第 28 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第 29 条 委員会の庶務は、環境部ごみ資源循環課で処理する。